
福島県総合計画審議会議事要旨

1 日 時

平成17年8月29日(月)13:30~15:30

2 場 所

県庁西庁舎 12階 講堂

3 出席委員

宇津木綾子 委員

菅野典雄 委員

木田都城子 委員

國井常夫 委員

國分俊江 委員

相樂新平 委員

佐藤勝三 委員

鈴木浩 委員

田子正太郎 委員

永田リセ 委員

新妻香織 委員

畠腹桂子 委員

星陽子 委員

丸睦美 委員

皆川猛 委員

森芳信 委員

安田壽男 委員

山川充夫 委員

吉田勝男 委員(代理:福島県漁業協同組合専務理事 新妻芳弘)

4 議 事

(1)地域で進める総合的な土地利用計画事業について

(2)地域で進める総合的な土地利用計画検討部会の設置について

(3)「うつくしま21」の進行管理について

(4)「うつくしま21」重点施策体系の見直しについて

(5)その他

5 提出資料

資料1 地域で進める総合的な土地利用計画事業について

参考資料 地域で進める総合的な土地利用計画事業に関する市町村アンケート

資料2 福島県総合計画審議会における部会の設置について

資料3-1 人口と経済の姿

資料3-2 2010年の暮らしを表す代表的な指標の推移

資料3-3 重点施策体系における施策の達成度を測る指標の推移

資料3-4 地域別構想のフォローアップ

資料4-1 福島県新長期総合計画「うつくしま21」重点施策体系の見直し(素案)

資料4-2 福島県新長期総合計画「うつくしま21」重点施策体系の見直し(素案)の概要

資料4-3 「うつくしま21」重点施策体系見直しのスケジュール

6 審議会概要(要旨)

■知事あいさつ(副知事)

みなさんこんにちは、副知事の川手晃です。知事の挨拶を代読いたします。

福島県総合計画審議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また皆様には、日頃、県政進展のため格別の御支援、御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて我が国は現在、明治維新、戦後改革に匹敵する大きな変革期にあり、様々な分野で社会システムの再構築が進んでおります。県長期総合計画「うつくしま21」につきましても、そうした社会経済情勢の変化に的確に対応するため、昨年九月、本審議会に重点施策体系の点検・見直しについて諮問し、委員の皆さんのが精力的な御議論により、本年三月に中間答申をいただきました。本年度はこの点検結果を基に、部会でご審議をいただいておりますが、この検討結果を踏まえて取りまとめた重点施策体系の見直し(素案)について県民の声をお伺いするため、県内三方面において地域懇談会を開催すると共に現在パブリックコメントを実施しております。本日はこの見直し素案を中心に御審議をいただくこととしていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、土地利用計画につきましては、現行法制度上、土地利用規制が比較的緩い、いわゆる「白地地域」においては、一定の基準を満たせば、開発が認められることから、計画性を欠いた土地利用がなされがちな状況にあります。こうした状況に対応するためには、「自らの地域のことは、自らが決める」という考え方の下、地域住民が主体となり、地域の実情や特性を踏まながら、将来ビジョンを持った土地利用の基本方向を明らかにしていくことが望ましいと考え、「地域で進める総合的な土地利用計画」について検討することとし、本日諮問いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

終わりに、二十一世紀に羽ばたく「美しいふくしま」の実現のため、委員の皆さんには、率直なご意見を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

平成十七年八月二十九日 福島県知事 佐藤栄佐久

知事の挨拶は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

■審議会長あいさつ

皆さんこんにちは。ご多忙にも関わりもせず、ご出席いただきありがとうございます。先程、知事のご挨拶にもありました様に、本年三回、会津地方、中通り、浜通り、三ヶ所で地域懇談会を開催して参りました。審議会のメンバーの方々、何人かには御協力をいただきまして、本当にありがとうございました。要は、来年度から、「うつくしま21」後期の計画について、前半を踏まえて、この見直しを図って参ります。各地域で様々な意見が、やはり出て参りましたし、今お話の様にパブリックコメントにかけている最中でありますので、こういうのを踏まえてですね、見直しの成案を得る基本的な考え方を確定していこう、ということであります。今日はそのために色々な資料等を用意しておられると思いますが、是非皆さん方の率直なご意見をお聞かせいただきたい。

それともう一つは、この審議会っていうのは、ご承知の様に、国土利用計画地方審議会というのと合体をして、この総合計画審議会になります。当然この国土利用計画の運用についてこの審議会の任務であります。それで、これまでの審議会の中でも、この国土利用計画を毎年報告される訳ですが、果たしてこれは、計画的な運用になっているのだろうかと、審議会のメンバーの方々からも何度も何度かご指摘をいただき、これが担当部局の方で今回の様なご提案をすると、こういうつながりになってきたものと思います。それについても今日、審議会の皆さんにお諮りすることになっていますので、是非、活発なご議論を踏まえて、福島県の独自の土地利用計画あるいは、その運用体系が出来ます様に、積極的な御意見をお聞かせいただければと思います。

今日はよろしくお願ひいたします。

■新委員紹介

菅野典雄委員、相楽新平委員

■ 質問

地域で進める総合的な土地利用計画について(質問)。国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十八条第一項の規定に基づく土地利用に関し重要な事項について調査審議し提言をいただくため地域で進める総合的な土地利用計画のあり方等の調査研究について貴審議会に質問します。

■議題1 地域で進める総合的な土地利用計画事業について

議題2 地域で進める総合的な土地利用計画検討部会の設置について

【鈴木浩会長】

それでは、ここから私が議事進行を努めさせていただきます。御協力の方よろしくお願ひいたします。まず、恒例ですが議事に先立ちまして、定足数の確認をいたします。この審議会は二十五名なのですが、そのうち今日は十九名出席しておりますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして議事録署名人を二名選びたいと思いますが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、本日の議事録署名人をご指名申し上げます。お一人は國分俊江委員、もう一人は山川充夫委員にお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に沿って進めさせていただきます。先程知事から諮問がありました議題(1)の地域で進める総合的な土地利用計画事業について、及びその次の(2)ですが、地域で進める総合的な土地利用計画検討部会の設置について、この二つは密接に関連がございますので、あわせて事務局の方からご説明をいただき、審議したいと思います。よろしくお願ひいたします。

【事務局(土地調整参事)】

資料1 地域で進める総合的な土地利用計画事業について

参考資料 地域で進める総合的な土地利用計画事業に関する市町村アンケート

資料2 福島県総合計画審議会における部会の設置について

に基づき説明

【会長】

どうもありがとうございました。先程知事の方から諮問がありましたとおり、地域で進める総合的な土地利用計画について、これに対応するような形で、今、地域で進める総合的な土地利用計画事業について、資料1、2を使ってご説明をいただきました。これにつきまして、委員の方々からご質問ご意見を賜りたいと思います。どこからでも結構ですからお願ひいたします。

【委員】

モデル調査を実施されるということですが、モデル地域の選定の目安っていうか、基準っていうか、それはどうでしょうか。

【会長】

はい、事務局の方何かお考えありましたら。

【事務局(土地調整参事)】

アンケート調査のところをちょっと見ていただきたいと思いますが、「いわゆる白地地域」における土地利用計画策定の意向というものを市町村にアンケートをとらせていただきました。それで策定の意向がある市町村は、15市町村となっております。これらの市町村に対して時期的な事項まではアンケートをしなかったものですから、十七年度に作成するのか、十八年度以降になるのかっていうのは、ちょっと、これから各市町村に当たってみる必要がございます。基本的には、策定意向のある15市町村の中から、例えば人口規模であるとか、その市町村の置かれている、まわりの自然環境であるとか、例えば近接地に商業地を抱えているとか、あるいは観光地等が存在している、ということで、色々な開発業者等が入りやすい状況もございますから、それらの状況を比較検討いたしまして、そういう地域の計画をつくろうとする住民意欲が、高いところ等を勘案いたしまして、さらに関係各部のグループと調整のうえ、九月の中ほどまでには、早急に決めていきたい、というふうに考えております。

【会長】

よろしいでしょうか。はいどうぞ。

【委員】

どの程度の地区を想定されて、数。

【会長】

モデル地区数等はどうなっていますか。

【事務局(土地調整参事)】

モデル地区の数でございますけれども、部会の先生方にワークショップ等に参加していただく関係がございます。それから住民合意形成を図るためには、かなり密に、中に入っていって、住民と一緒に討議を行うということになってくると思いますので、私の方でまず考えますのは、モデル地区を1町村というふうに考えております。

【会長】

15の中から1町村ということでよろしいでしょうか。他に何かご意見ございますか。どうぞ。

【委員】

白地地域ということなのですから、今まちづくり三法、特に大店立地法の見直しの議論が県レベルで進んでいることを聞いている訳ですけども、この土地利用計画っていうことで総合的な計画を立てていくって時に、まちづくり三法の中の一つの都市計画法、こういったものの改定の動きというのはあるのか、あるいはまた農業の側から見ますと農振地域のあり方ということなのですから、県レベルでそうした動きがあるのかということ、そしてある場合に、どういうふうに関連づけをようとされているのかってことを教えていただきたいなと。

【会長】

よろしくお願ひいたします。

【事務局(土地調整参事)】

まず、地域で進める総合的な土地利用計画の特長でございますけれども、これは比較的、先程申し上げましたように規制が緩い所、そういう所が、例えば産廃業者に狙われるとか、あるいは、砂利採取等の業者とかが入って、虫食い的な開発が行われるというような状況でございます。このような状況を踏まえ、この土地利用計画の特長としましては、都市、農村、自然など、個々の政策にとらわれること無く、総合的な観点から、土地利用の調整を行うことができるということであり、白地地域の計画と既存の都市計画、あるいは山林、農地関係、こういった計画と当然接点がございますので、それらの調整を図っていくことができる。それから地域住民の合意形成を得て策定されますので、まちづくりの基礎となります。これは、みんなで作成したルールということで、よそからの業者も手を出しにくいのではないかという特長がございます。

それと地域の実情に応じて、位置づけや運用の方法を選択できまして、柔軟な対応が可能になっております。この計画の活用事例といたしましては、開発行為の規制誘導での活用があげられます。この計画に基づき条例を制定しまして、開発行為の手続きを定める開発計画や、企業進出の際に説明資料として活用できます。それと都市計画の策定・見直しも活用できるのではないか。特に、都市計画マスタープランの作成とか区域区分の見直しなど、それから各種事業の導入に活用できる。たとえば市町村のプロジェクトを行う際の指針としても活用できますし、それから市町村合併の事務打合せにも活用できるのではないかというふうに考えております。県外の

企業が広域的に進出してくるというような現状にあり、特に白地地域への進出、そういう所に進出してくる事例が多くございます。そこでまちづくりの条例は、どこに店舗の位置を定めるかを決めるものと認識しておりますが、地域住民が自分ら土地利用計画をつくってゾーン分けした場合に、そちらは土地利用計画上こういう利用区分ゾーンになっているので、こちらの方に開発を検討してみてはどのように進出先を誘導することが可能になるというふうに考えております。

【会長】

委員がいわれたところは、要するにまちづくり三法っていうのは、根本的に見直しを図ろうとしているのですけども、国土利用計画の中で動向が比較的計画的に誘導できないのがまちづくり三法以外のところで、いってみると農地法だとか、農振法っていうのがまちづくりだとかそういうものと、うまいこと連動していない。国の方にもそういう働きかけをしておって、農水省所管の農地法だとか農振法を、このまちづくりにどう関わるか、関連させるかというこういう視野が必要になってくるのだと思うのですね。それを合わせてこの部会の中で検討していただけると思いますけど。はいどうぞ。

【委員】

そうしますと、基本的には白地地域を限りなく減らしていくという、こういう考え方ということでおろしいですか。

【事務局(土地調整参事)】

白地地域でございますけども、先程申し上げました様に、県の45.5%以上占めております。こういった所を減らすというか、そこに対する土地利用計画というものは、今作成されていないのです。市町村は、総合的な土地利用計画を作成したというのは、いわき市だけでございます。それ以外の市町村につきましては、県の土地利用計画、これは、規制区域を網掛けして、面積を画面におとしたものでございまして、それを利用して土地利用計画を図っているという状況でございますので、あくまでも今回は土地規制の緩い、開発業者が入りやすい、白地地域、ここについての利用計画を住民主体になって、作っていただくということでございます。

【委員】

そうすると、法律的には別にして、いわゆる白地になっている所を、あるいはどういうふうに計画して埋めていくかという、こういうことを考えておられるのですね。

【事務局(土地調整参事)】

左様でございます。

【会長】

白地地域を解消する訳にはいかないので。県独自の価値評価で一定の計画みたいなもの作っていければって、こういうことですかね。

【委員】

とするとですね、土地利用計画をつくれば必ず期待されるのが、どういうプロジェクトをやるん

ですかということをこれまで、大体期待される訳ですね。ただご承知の様に県も財政が非常に厳しいということの中で、その白地地域を無くす、つまり、なんらかの色塗りをするということは、それはやっぱり市町村あるいは、県さらには国ということも関わるかと思うのですけども、新しいプロジェクトを何かこの、住民の側としては期待するって恐れは、かなりあるのだろうと思うのですね。ですから、そこらあたりのところで、今回の土地利用計画の事業のスタンスとして、そうした、さらに何か新しいプロジェクトをですね、付け加えていくというスタンスでこれを考えているのかどうかという、あるいは、おそらく私は、それは出来ないのだろうなと思いますので、そのいわば、今回用意するということの意味をですね、かなりはっきりさせておかないと、変な期待をされるのではないか、というふうに思いますんで。そのあたりのところ是非注意していただきたいと思っております。

【会長】

じゃあ、一言お願いします。

【事務局(土地調整参事)】

確かに、先生おっしゃるように、この土地利用計画を策定したことで、土地の利用が促進されるということも逆に考えられると思います。抑制する意味でつくった土地利用計画ではあります、そのへんは、住民の合意形成を図るのはなかなか難しい点ございますが、市町村と県の有識者の委員の方、それから地元町村の方と十分に話し合って対応していきたいと考えております。

【会長】

はい、どうもありがとうございました。最後のご指摘は大変重要なことで、さてこれをやると開発が促進されるのではないか、っていうような期待にそのまま直結しない様な、土地利用上のルールをどう作るかということですね。その点は留意していただきたいと思います。他に何かご質問ご意見ございますか。

この(1)と(2)一括して皆さんにお諮りしましたが、この事業を進める中で先程の知事からの諮問にこたえていく、という取組をこの審議会としてやっていきたいと思いますが、こういう方向で進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでですね。今後部会の設置することに今了解をいただきましたが、地域で進める総合的な土地利用計画検討部会ということが設置されるということになったのですが、これについて部会の委員の指名をですね、審議会の条例第六条というところでは、部会を設置することが出来てその部会に属する委員は会長が指名することになっておりますので、私の方からこの審議会のメンバーから指名をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、この総合計画審議会委員の名簿をご覧いただきたいと思いますが、今回の部会の委員について、ご指名させていただきます。

木田都城子委員、それから丸睦美委員、森芳信委員、それから今日は欠席の様ですが谷ヶ城隆委員以上の四名の委員に私を含めて五名の委員でこの部会を構成し、これから二ヶ年くらいになるのでしょうか。活動してもらいたいと思います。以上ですのでよろしくお願ひいたします。

■議題3 「うつくしま21」の進行管理について

【会長】

それでは、議事の三番目に移らせていただきたいと思います。次の三番目「うつくしま21」の進行管理について事務局の方から説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【事務局(計画評価参事)】

資料3-1 人口と経済の姿

資料3-2 2010年の県民のくらしを表す代表的な指標の推移

資料3-3 重点施策体系における施策の達成度を測る指標の推移

資料3-4 地域構想のフォローアップ

に基づき説明

【会長】

ただ今、資料3-1から3-2、3-3、3-4までにわたって、かなり広範囲な資料説明いただきましたが、何か皆さんお気づきの点ござりますか。どうぞ

【委員】

家畜排せつ物処理施設の整備が進行したということですが、この結果、河川水質の変化がどのようになったのか、調査をされておられるのか、おられないのか。されたとすれば、この結果をお聴かせいただきたい。説明事項からちょっと外れるかもしれません、勘弁して。県内病院等における小児科、産科等の充足率っていうか、施設があってもお医者さんがいないことも含めて、もしあ答えできれば、お聴かせいただきたい。もう一点は、産業廃棄物の不法投棄、新聞等で報道される訳ですが、大きな疑問を持たざるを得ないのは、どうして、それのために何億も何十億もかかるような状態にいたるまで、放置されているのか、これは行政の対応に対する疑問でありますが、そのことは別にしても、少なくとも現在時点では確認されている県内における処理をしなければいけないと認められる産業廃棄物等々についての調査があれば、お聴かせ願いたい。

【会長】

ただ今三点にわたって、ご質問がありました。これは担当部局の方にお聞きいたしますか。家畜排せつ物処理施設の整備がおこなわれて、それなりに進んできた、それに伴って水質等の改善をきちんと捕捉されているかというのが一点。それから、小児科、産科、この二つに限ってでよろしいでしょうか、この二つの診療科目的充実の具合。第三点目が産廃について不法投棄等について行政がどのような対応をしているか、具体的に箇所数だとそのへんについて、お分かりになればと、こういうことでしたが、それぞれ担当部局の方でよろしいですか。お願いします。

【生活環境部政策監】

生活環境部でございますが、先程家畜排せつ物の処理状況が進んでいるという中で、進んだ結果、河川の水質がきれいになっているかどうかという話なのですが、家畜排泄物処理施設そのものについて、その下流域の調査というような形は特にいたしておりません。これは、先程の資料の説明の中にもありましたが、水質の調査、大気の調査は毎年調査を行っています。その中の水質の調査というのは、年々よくなっているというような状況でございます。また昨年は、若干十五年よりも若干達成率が悪くなっています。これは、毎年毎年につきましては、先程の説明にもございましたが、気温の状況とか、災害の状況とか、昨年は台風の数が大変多かった、あるいは、暑さも大変暑かった。そういう影響が重なってございますので、単年度で見ればそういうことでございますが、長い目で状況を見ますと年々よくなっているという状況でございます。

【会長】

それでは、保健福祉部から。

【保健福祉部政策監】

小児科医と、産婦人科医師の充足率のご質問でございますけども、データといたしまして、本県は周産期における死亡率がちょっと高うございまして、妊娠中から出産後一週間以内での死亡率が高いということで、産科の先生極めて重要でございます。それから小児科につきましても、私どもの方では、二次医療圏ということで小児科の医師の充足ということに力を入れているのも事実でございます。それから、充足率っていうことでございますと、実際の各病院の産科、小児科の予定者に対して、現状どうかということのご質問かと思うのですけども、ちょっとその点の細かい資料がですね、持ち帰りまして調べさせていただきたいと思います。概数でございますけども、県内の平均、二次医療圏別で見ますと、小児科のお医者さん、常勤で99ということでございます。これは、どの程度多いか少ないかにつきましては、別途調べまして事務局の方にお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【会長】

そういう状況のようです。それではもう一点。はいどうぞ。

【生活環境部政策監】

もう一つ産業廃棄物の不法投棄の問題がございましたが、放置しているのかってことでしたが、放置している訳では、ございません。そういうことがなされないように監視を年々強めているところでございます。監視員の数も各市町村、増やしていただいています。そのほか、企業は土日休みでございますので、そういったところにお願いをしまして自動車等で監視してもらう、あるいは、警察OBの方に御協力をいただきながらやっていきたいということで、監視につきましては、対策を取っている訳でございます。そういった中で現在どの程度の不法投棄の個所数があるのかという様なお話でしたが、今データ正確に持っておりませんので、ちょっとはつきりしませんけども、数十の数がございます。数十の数というのは、調査をしておりますと、規模の小さい物ももちろん発見されてまいりますので、そういうものも含めての話でございます。で、そういうものを放置しているのかってことになりますが、産廃につきましては、排出事業者に撤去してもらうというのが原則でございますので、どこの誰が排出したのかということを細かく調査するところ

ろからはじめております。

【会長】

とりあえず、今のところの数字は、数十個所。委員いかがですか。

【委員】

車の窓からポイポイごみを捨てるのは産業廃棄物には、ならんのだろうと思いますが、そこまで、というふうには申し上げませんけど、少なくとも地域住民がですね、トラックで産業廃棄物等が持ち込まれて、処理されている、そういうことが適切かどうかということを通報してもなかなか取締ということが、具体的になされていないのではないか。このことを長年にわたって、勧告はしましたよ、しかし、止めない。で、止めたと思ったら倒産していない。倒産して処理能力に欠けた者にですね、起因者責任ですよっていったって、これは、結果として環境が汚染されたという事実行為が残るだけですから、法制度上出来ないということなのだろうと思いますけど、これは、事前の監視を強化する、そして、効率的なストップ等をかける。そうしないと、進んでしまうのではないかと。

具体的な事例申し上げますが、私、二本松の原セという所、街道沿いに暮らしておりますが、私の所から岳温泉の方に入るグリーンピアの下ですけれども、ここは実験的に焼却炉つくり、県のお許しをいただいてありますということですが、今そこの残滓は、雨ざらしです。ところが、やっぱりそこは、倒産してしまって片づける能力は無いというお話で、そのままになっている。これは、量的にもそんな大きな物では無いと思っておりますが、本県では、青森、岩手の境の様な、あれほど大げさな物は無いと思いますけども、それこそ億単位の処理費がかかるというなことも報道されていることありますから、もう少し機動的な、適切な、抑制策というか、そういう物を取り組んでいただくことが肝要なのではないかということで申し上げておきます。

【会長】

何かコメントございますか、防止策について適切なという部分。

【生活環境部政策監】

今ご指摘いただきました、点でございますが。先程も申し上げました様に、今ご指摘のとおりでございますけれども、不法投棄をさせないというための監視を年々強化しているところでございます。そういうことをしながら、早期発見っていうのは一番でございますので、発見が遅れますと、そこにトラックが何台も何台も入ってくることになりますので、そういう意味で、今後とも監視対策を強めてまいりたいと考えております。御理解いただきたいと思います。

【会長】

はい、どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは他のご意見。

【委員】

12ページの44番目の「福島空港国際航空貨物取扱量」のとこなんですけども、いろいろご説明があった通りなかなか難しいのだと思うのですけども、成田空港からは一週間に263便の貨物専用便が飛んでいるのですね。一日平均にすると37便になるのですね。飛んでいるし、入って来て

いる訳なのですね。荷物の量からいって、東北と栃木。福島はですね、航空貨物は全国で13番目全国の量の2%、金額にしたら3.4%重さにして2%です。これからいって東北全体で4.7%ありますて、そのうちの2%は福島県なのですが、栃木県で2%、群馬県で2.9%、埼玉で4%、新潟で1.2%ここまでいれて15.2%になりますて、茨城県の3.1入れると、18.3あるのですね、全国の。だから成田から運んでいるのは、61%なのですね。それで263便。だから、成田の量からいって、大体四分の一強、三分の一まではいかないですけども、東京の量の三分の一くらいは福島の方が、条件が良いはずなのですね。ただ飛行場のまわりの設備が整って無いからかもしれない。成田に降りてくる貨物専用便が40便あるわけなのですけども。それは、福島空港に降りた場合、少なくとも東北並びに新潟は有利なのですね。隣の栃木県も有利、埼玉県も有利、群馬も有利、東京の一部も有利ということになると、成田のやつは、半分ぐらいこっち持ってきてても良いと思うのですね。そういう意味合いからいって当座一便ぐらいは、毎日降ろしても良いのではないかと。そうすると成田の税関通すのは一日半かかるらしいですね。荷物降りてきた時に、福島空港は半日もかからないで税関は通れる訳ですね。あと、運搬から考えると値段の問題も時間の問題も二日間ぐらい得する訳ですね。どう考えたって福島空港が特なのだからということで色々国交省の方と騒いでいましたら、私は津波に一番強い空港だろうと、福島空港って、というとみんな納得するのですね。地震にも強いのだっていうと、何でなんだと、こういう考え方で。阿武隈山系の岩盤の厚さは、東京、今日日経新聞に出ていましたけど、今回の地震でもかなり揺れたらしいのですね。関東ロームに乗っかっている訳なのですけど。関東ロームそのものは、結構厚さ厚いのですけど、それが揺れ動くと、どっかにひずみがきて、その大きな建物もやられるのではないかと、そういうことで首都機能移転も考える必要があるのではないかと、今日の日経に書いてありましたけど。そういうことを含めて、やっぱり首都圏の空港の代替ということも含めて、大きな地震やなんかあった場合に、そういうことを含めた中で、実際お金の面でも絶対有利になるのだろうと思うのですね。荷物を運ぶ人、受け入れる人を含めてですね。だから、そういう意味合いで、私は目標数値を、十七年度の270tは無理ですけども、二十二年の470tは、私は一生懸命努力すれば、可能なんじゃないかと、福島県の利用は36t、37tしか無いのですけど、それの十倍だと370t、380tになるわけですから、そういうことで、もっと空港貨物については、物流で色々な問題ありますけど、考えていく必要があるのではないかと。全力を上げてやっぱり、北関東も含めた北海道までの航空貨物は福島で受け入れるべきだと、あとは、こちらから出すべきと思うのですね。

【会長】

はい、どうもありがとうございました。平成十七年の270tというのは、今のような努力をされるつて、前提で考えておられるのでしょうかね。あの事業計画の方。

【空港交流参事】

空港交流グループ参事の磯谷です。佐藤委員のご質問にお答えしたいのですが、まず、國のお話がありました様に、貨物専用便の誘致という形になります。成田空港で263便のうち1便でもという話がございましたので、それを仮にフレーターで持ってくる場合を考えてみると、通常ジャンボ機でございますので、フレーターを飛ばすためには、3,000メートルの滑走路が必要ということが大前提にございます。さらに國のお話にもありましたように地上機材など多額な設備投資が当面必要になってくるということで、それでは現実的では無いなというふうな理解をしております。基本的には、現在就航している便を利用した輸出、輸入を促進していくというふうに考えてお

ります。いわゆるベリー便でございますが、旅客機の通常我々が乗る旅客機の腹の部分ですね、皆さんの荷物と一緒に荷物を載せるわけですが、現在上海路線とソウル路線就航しておりますが、国際便としましては、一便あたりの貨物搭載量が上海で1t、ソウルで3tになります。これを年間のキャパシティーに交換いたしますと、およそ540tございます。したがって、これを100%入れても540tですので、なかなか厳しいものがあると感じております。ご指摘の様にリードタイム等を考えますと、成田空港から送るよりは、私どもの空港から送った方が良いという場合が当然ございます。それは、あくまでも大量に輸出するというのではなくて、少量他品種の荷物を送る場合には、税関を短縮できて非常に勝手は良いと、使い勝手は良いと空港になっていることは事実ですので、今後ともそのような付加価値のある商品の輸送につきましては、福島空港を利用いただけますように、様々な形で営業をしていきたいと考えてございます。

【委員】

2,500だと、ジャンボに荷物を満載してガソリンを満タンにしては飛べないですね。だけど、ジャンボに満載をして2,500は降りられるのですね。着便は大丈夫なので、福島から運ぶのでは無くて、福島に着くやつを考えるべきだと思うのですね。そのうち段々3,000メーターになるのでしょうか。だけど2,500の場合は小松空港をならうべきだと思うのです。小松空港の場合は週4便、ルクセンブルグに貨物専用便を飛ばしている訳なのですね。それは何で飛ばせるかっていうと小松から新千歳に行ってルクセンブルグに行くのですね。これは北回りであって、南回りは小松から香港に行って、アブダビに行ってルクセンブルグに行くのですね。荷物を集めながら行く飛行機と荷物を降ろしながら来る飛行機があるのですね。幸い中部国際空港ができましたから、ジャンボに積んできて全部降ろしてもらって、北関東含め東北は有利になるのですから。あとは、積荷は半分ぐらい積んで、ガソリンは2割ぐらい積んで中部国際の往復便があるので良いわけですから。中部国際に行って満タンにして、飛んでいけばあそこは3,500だから、どこにでも飛んで行ける訳です。今30何便になっているのですね、貨物専用便。当初週22便ぐらいで考えていたのが、37便ぐらいにはなっているのですね、中部国際。そのところとの提携を私は取るべきだろうと思うのです。で、毎回荷物の大半は東南アジアなのですね。中国と韓国なのですよね。そのへん考えて、今少し勉強した中ですね、努力する必要あるのではないかと。まずは、降りる方から考えた方がいいのではないかと。ジャンボ便は2,500メーターでも降りてこられるのです。満載でも。

【会長】

はい、かなり具体的な提案をいただき、ありがとうございます。これから実際に担当している部局で、積極的にご検討いただきたい。こういう委員のご意見だと思います。どうもありがとうございます。他に何かございますか。じゃあ、あと二人。お願ひします。

【委員】

環境の方で、エコファーマーとか産業廃棄物減量化・再生利用率がよくなっているので、頑張っていいいただいているのかなと思いました。まず二酸化炭素の排出量ですが、これは凄く目標値、平成十四年から二十二年までの間に、目標値にするのは、凄い大変なようですが、これの具体策というのをお聴かせいただきたい。あと、不法投棄先程から問題になっていますが、不法投棄の早期発見をしていくということですが、そういう、テーマの中に不法投棄率というのを入れ

することは可能か、毎年入れていくことは可能かを聞きたいということ。裏磐梯湖沼群の水質保全目標達成率ですが。これが平成十五年までは順調に良くなっているのですけど、平成十六年でグンと下がっているのですけども、これはどうして下がっているのかという理由についてですね。それから、もう一つ裏磐梯湖沼群、猪苗代湖についてですが、ラムサール条約に十一月に尾瀬は登録するということですが、この猪苗代湖と裏磐梯湖沼群は、条件は満たしているにも関わらず、登録しないということで、地方自治体の方が賛成していないということなのですが、これは是非登録していく方向に持つていいと欲しいなと思うのですけども、そのへんについてですね。それから、住宅の太陽光発電なのですけども、これも目標達成まで一年で出来るのかなと思うのですけども、補助金を今年うち切りということで、今まで補助金が出ていたにも関わらず個人負担が多いという理由で取り付けないっていうのがあるのですが、今後補助金うち切りで、この一年でどういうふうに持つていくのかなと思うので、そのへんお聴かせいただきたいと思います。

【会長】

担当している部局から、出来るだけ完結にご説明いただけだと有り難いのですが、お願ひします。

【生活環境部政策監】

いくつかございましたけれども、まず、地球温暖化の関係でCO2の関係、達成していくのか、対策があるのかって話があったのですが、目標に向けてかなり厳しい状況になってございました、本来ですと基準年度から△8%ということでございますけれども、現在23%逆にプラスの状況になってございます。それにつきましては、いろんな事情がございますが、本県では発電地、電源地域であることから、発電施設が一つ増えますと、かなり発電所そのものが使用する電気料つてものがございます。そういったところがございますので、そういった影響もございますが、いずれにしろ、それだけでは無く、私達生活の中での使用量、それに伴う発生量とも増えておりますので、そういったところ具体的に削除していかなければいけないわけでございます。今年度県としての対策計画をいま見直しの作業しているところでございますので、その中で具体的な対策を立てていきたいと思いますが、今年度とりあえず行っていることの事例として具体的な物一つ申し上げますと、我々生活の中あるいは、事業活動の中ででているものを出来るだけ削減していかなくてはならない、ということでモデル的な取組みを住宅団地とか、あるいは商店街でやっていただきて、その地域として集団的に対策されたものをやっているなという様なことで、取組みをしております。

それから不法投棄の関係で、不法投棄の割合を指標として取り入れられないのかというお話をありがとうございましたが、データとして、どういう結果を使ったということになりますが、毎年どれだけ増えたか、どれだけ発見されたかという様なデータの取り方はできると思いますが、かなり傾向的にでこぼこがあるのでございますので、そういう意味で、モニタリング指標として扱うのはいいのかどうか、そのへんもあるかと思いますので、データとして取れない訳ではないと思います。

それから、裏磐梯湖沼群での水質の達成率が十六年度下がっているのではないかという、お話をなのですが。申し上げたのですが、年度年度では水質の条件が違ってまいります。昨年度、先程申し上げた様に、災害など、一番は気温だと思うのですね、かなり、昨年は高かった訳であります。気温が高くなっていますとBODとかの数値が上がってまいりますので、そういう影響があるかと思います。十七年度の数値はまた、見てみないと分からないとかなど、そういうふうに思

っております。

それから、ラムサール条約ですが、尾瀬が登録されている中で、猪苗代湖についてはどうかということでございますが、猪苗代湖も候補地にあがったわけですが、これを登録するには、いろんなかなり厳しい条件がございまして、地元の意向もあると思いますが、いろんな条件をクリアしなければならないという中で、今回見送りになっているということになります。

【会長】

他の担当部局で何かございますか。よろしいですか。じゃあ、委員の方からご意見をお伺いして。

【委員】

この中の、農林水産の中でですね、林業のことがほとんど網羅されております。12ページには「山林経済の振興と水源かん養等の公益的機能の向上」ということで書いてありますけれども、台風、昨日はですね、大変な被害、爪痕を残しております。地球温暖化は世界的に大きな問題になっていますけども、二酸化炭素吸収、色々ありますけども森林整備というのは一番大事なことであります。福島県は、森林整備についていろいろ取り組んでいただいていて有り難いことはありますけども、一夜にして、いくら整備したってですね、災害が来て、台風が来て、水害が来て全部流れてしまうのですね。地球温暖化の進みとともにですね、森林整備っていうのは最も大事なんじゃないかと思うのですね。ヨーロッパに行ってフランスに行ったら、フランスもスイスもそうなのですけども、国が三分の一で、州が三分の一で民間が三分の一でいかに森林が大事だか、払い下げはしないのだそうですね。どんな山だって、山に木をうわってないところは、国や州が、要するに官が管理をするのだ。ヨーロッパでは山を開発が進みすぎたので、災害が起きるということで、森林を増やそうということでやっているというのを見てきたのですね。日本の場合は、山は切りっぱなしで、荒廃した山を植えようともしない。植えようとしたって、採算合わないですから、植えないです。今の流通市場はいわきにあるのですけども、1立方で、十年前1万9千円したのが、9千円しかないです。十年前の半分しかしないのですが、当然森林ではやっていけない。そういう中で、荒廃して全然山の木を切りっぱなしで植えない。そういう山を、これから、もっともっと、ヨーロッパの様に、県がそして市町村が、きちんと森林整備していくことによって、地球温暖化を防ぐとともに災害から守れるというのがありますから、非常に私、大事な柱として、やっていかなくてはならないのではないかなと思いますので、そういう全部放置されっぱなしの山のそういうことを整備していくように変えていかないと、もっともっと災害がおきてしまうこともありますので、そういった考え方を進めていただきたいなと思うのです。

【会長】

最後にさせていただきますが、森林関係の担当部局で今のご意見について何か、御回答ありますか。

【農林水産部政策監】

国井委員の方から、ご意見をいただきありがとうございました。県の方では、これまで、森林所有者による森林の管理、手入れをしておるわけでございますが、なかなか進んでいないのが、現状でございます。おかげさまで来年の七月から森林環境税を導入させていただきまして、森林の

整備を進めていきたいと考えてございますので、御協力よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

【会長】

皆さんのご意見の中には、これから重点施策体系、今日の(4)になりますが、そういうところにも関わりがあるようなご意見もでてまいりました。(4)の議題に移らせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。それでは、議事進行進めさせていただきます。

■議題4 「うつくしま21」重点施策体系の見直しについて

【会長】

(4)ですね、うつくしま21重点施策体系の見直しについて、これについて事務局方からご説明いただきます。よろしくお願ひします。

【事務局(計画評価参事)】

資料4-1 福島県新長期総合計画「うつくしま21」重点施策体系の見直し(素案)

資料3-2 福島県新長期総合計画「うつくしま21」重点施策体系の見直し(素案)の概要に基づき説明

【会長】

どうも、ありがとうございます。冒頭話がありましたけども、いま審議会としては、地域ごとに懇談会を開催して、この見直しについての意見を募るような会をこれまで三回開いております。地域懇談会をですね。その際に福島県下の首長さんの三人の方、地域懇談会の機会にですね、それぞれの首長さんの立場で、この計画の見直しについてご意見を伺う機会も設けてもらいました。さらに九月五日まで、全県民に向けてこの素案についてパブリックコメントにかけていく。その結果を踏まえて、この来年平成十八年から二十二年までの計画を動かしていくというこういう段取りで、その一貫としてこの審議会で、この見直しについて、どういうスタンスで今後進めるかということでご意見を伺っているという一連の大きな作業の中で今回の審議会で、これについてのご意見を、お伺いしているということあります。この他にも色々な機会を設けてそんなふうにやっておりますので、事務局の方もそれに合わせて、色々と手直しを行っていただくことにしていますが、そんな訳で今回は審議会のメンバーの方々から、これに対してご意見をお伺いするということあります。どうぞご意見ご質問をお願いします。はい、どうぞ。

【委員】

福島県は文化面に関する施策が他県よりも弱い様に感じておりますけども、中でもですね、非常に危機感を抱いているのは現在の食文化なのですね。食文化っていうと、料理のことだと思っている方もあるかと思いますが、そうではなくてですね、農業、漁業、畜産、食品加工、政治経済、健康など、たくさんの学問からなる複雑な科学だと私は思っているのですけども、その食文化に関することは、この重点施策でいうとですね、ほとんどのことをカバーするのではないかと私は思うのですね。それは、この新しく出来た黒く網線でなっているところで、「安全で安心な社会の形成」とか、「子育て支援」、「過疎中山間地域対策」など全部カバーしてくる。それから、環境、

「循環型社会」のこともカバーしてくる様な、そういう大きなテーマだと思っています。私の住んでいる相馬市だけじゃなくてですね、多国籍企業のチェーン店がですね、地元の飲食店を閉店に追いやっている様な状況になっているのでね、街はこういった店の看板でどこも同じ様な景色になっていますし。例えば、お寿司屋さん一つとってもですね、回転寿司、大型回転寿司が出来たおかげで、相馬市なんか全部寿司屋が閉店に追いやられている様な状態なのですね。地元の魚が食べられないっていう、おかしな現象になっているのですよ。そういう外食産業の中味を今度見てみると、非常に薄っぺら、しかも高カロリーっていう様な状況です。そんな中で同時にですね、松川浦の旅館なんかもですね、地元の魚を食べさせないでですね、色々なところから持つて来た様な料理を並べて、お膳を並べておくのが一つブームの様になっていて、これが旅館だと思っている様なところがあってですね、ほんとに食文化っていうのがですね、地方の食文化っていうのは、消滅しかけているのではないかって、私が常々考えているところです。それでですね。今回こういう指標の中には、こういうもの入ってなかったのですが、是非お考えいただきたいと思ってですね。

三つ程、提案させていただきたいのですが、まず学校給食の見直しですね。安全案地元の物をちゃんとした料理にして食べさせるっていう、食育っていうこと、これをやはりちゃんとやっていかないといけないのではないかと思うのですね。ほんとに子供が少なくなってきたので、大切に地域で子供を育てていかないといけない時代になってきていると思うのですね。よくいわれる事ですけど、「朝食抜き、それから野菜食べない子は、よくキレる」とかいわれますし、それから「味覚は十二歳までに決まる」などとも言われます。それから、高カロリーフードで肥満の子どもが非常に増えているのですね。そんなことから、学校給食をちゃんと地元の物を取り入れて、ちゃんとした物を出すという様なことを考えてはいかがかということ。

それから提案の二つ目なのですが、各地方で自分たちの食べ物を見直す機会を提供する、それから、消費者に供給するということしてはいかがかと。

それから提案の三番目、地産地消とか、地域の特産品づくりなどで、地域の宝を洗い出しましようということでやっているので、それにも該当してくるかと思いますが、もう一度その地域の特性をですね洗い出して、地域ならではの個性のある特産品の開発。開発に留まらずですね、営業、それから広報ですね、そういったものを取り込む。それこそ超学際的、部局横断的にですね。提携してやっていく必要があるんじやないかと思います。以上です。

【会長】

はい、ありがとうございました。とりあえず皆さんの意見をお聞きしておいて、事務局の方でコメントを最終的にしていただけるなら、していただきますが、今日はここでは、委員の方々のご意見、質問等をお聞きしてどう応対をするかということにしますが、ご意見もしあれば移させていただきます。いかがでしょうか。

【委員】

今の食文化の件に関しまして、私も賛成です。ちょっと補足させていただきたいのですが、とりあえず、私チェーン店さんと皆さんいいますけど、チェーン店さんよく考えていらっしゃいます。マーケティングもしっかりされている。ただ見ると最近健康に非常に関心がある方が多いので、カロリーがこれくらいありますよっていうのもきちんと表示されています。先程来、地域の特性や食べ物の見直し、最後に地域の特性や方法をきちんとされた方が良いというところで、もう一点こうい

った郷土食の見直しつていうところに、栄養学的科学成分、学術的に科学的にどういう栄養面でこういうのがありますよって、いうところをプラスしてされた方が、より一層厚みのある提案になるのではないかと思いました。

【会長】

はい、どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【委員】

循環型社会の指標に「猪苗代湖のCOD値」というのがあるのですけども、これ猪苗代湖って非常に綺麗な水のように思っていますが、北岸の方は生活排水とかで汚れていますので、猪苗代湖のCOD値のほかに北岸のCOD値ということで別に取れないかと思うのですけれども。

【会長】

はい、どうもありがとうございます。あと

【委員】

男女共同参画社会の形成ということについて、ちょっと提案したいと思います。「男女共生センターにおける女性のエンパワーメントに関する講座受講者数」とか、これ非常に大事ですが、これ受けた後、どういうふうにその人達が、それぞれの地域で行動しているのかとか、ここらへんを見られると良いなと思いました。それからですね、少子化について、全部関わるのだと思いますけども、「女性の就業が高い国は出生率が高い」なんてよくいわれますが、私達色々なところで勉強してそういうお話を聞くのですけども、育児休業が取れない男性の悩みという、取りたいけど取れない、という現状があるのではないかなど思います。それで男児共同参画基本法というのですか、そういう各町、それに国に基づいて、県に基づいて市町村も随分つくってはきていますが、制作していきますが、つくってやれやれこれで終わったのかな、今もつくって終わったって感じはなきにしもあらずかな。そこでそれらを推進するにあたって、個人の意識はもちろんのこと、先ほどいった男性の意識も含めて、男女共同参画なにですか、企業の社会的評価っていうのですか、そういうものをあげるとそちらからも推進していかなければいいなと思います。一つの例として、公共の住宅だったか、入札の時に、男女共同参画社会貢献制度報告書というものを付けて出すのだそうです。そういうことは、育児休業とっているものは、我が社では、何人いますよとか、そういう何%とか、そういうことかなって思うのですけど。環境に関することも、今企業とかも随分やっていますよね。そういう観点からも、そういうデータ等をとっていただけたらいいなと、こんなふうに思うのです。出来る、出来ないは別にして、希望でございます。以上です。

【会長】

はい、どうもありがとうございます。

【委員】

安全で、安心な社会の形成のことですけども、先だっての新潟県の中越地震、おおきな災害があった訳なのですが、そういうような災害の場合に医療機関、薬局そういうものが、ほんとにめちゃくちゃになって、その色々な救援施設とこに応対に行きたくても自分の店、自分の病院が駄

目な時、本当に地域の人だけでは、とてもとても対応しきれない。やはり、常日頃隣接する県との連携が必要だなっていうことがこの前つくづく体験してきたっていう話がありました。それで、福島県の聞くところに寄りますと、隣接県との連携っていうのは、ちょっと対応遅いのではないか、足りないんじゃないかなという声も聞きますので、どうぞその点も考慮に入れながら、すでに計画の中に入っているかとも思いますけど、その現場では、とても対応しきれない。やっぱり隣接する県や地域が応援に行かなければならない。その時は、どういうふうに福島県が動くかってことも、一応考慮に入れての防災対策お願ひしたいと思います。

【会長】

はい、防災対策における広域連携というか、県をまたいだ広域連携みたいな話をいまいただきました。あの後程そういう意見をどんなふうに受けとめるかってことは、事務局の方から一括してご説明いただくことにして、今は皆さんのご意見をそれぞれ出していただくことにします。他にご意見いかがでしょうか。

【委員】

意見では無くて、質問なのですが、資料4-2の中に意識調査ということで、先程の説明ですと、5年間にわたって毎年やるってことなのですが、ここに掲げていることが質問項目というふうに理解してよろしいのかどうか。それより何カ所かに意識調査って書いてあって、最後の「県民の割合」っていうのを削ると全部質問項目になるというふうに理解していいのかということだけです。

【会長】

その点だけ、質問ですのでお答えいただけますか。

【事務局(計画評価参事)】

その通りでございます。この形でご質問させていただきたいと考えております。

【会長】

はい。意見の方何かございましたら。

【委員】

見直しということで、それぞれいくつか、五つ六つ七つということでそれぞれの柱を立てていただいていて、私ははじめてなので分からぬのですが、大体やはり新しい時代の、課題を見つけていらっしゃるなと思うのですが、二つだけ。一つは一番最初の「急速に進行する少子高齢化」こういう文句に必ず出るのですが、私は、今日本で国民の社会保障の七割が高齢化で児童の方には全くの一ケタということがありますね。これらへんが問題だらうと思うので、確かに中山間の場合には高齢化の問題は目立ちますが、一般的にはもうむしろ、思い切って、高齢化をやめて少子化を、福島県の柱にするという考え方の方が良いのではないかという希望を持っています。それからもう一つは、グローバル化、まさにこれもグローバル化っていうのは、時の流れだというふうに思いますから、正しいっていうふうに思っていますが、どうもやっぱりこの言葉の中には右肩上がりの中にあるという感じがありまして、もちろんそれが、駄目だということではござい

ませんけども、やはりこの右肩下がりの時代を考えれば、もっとそのローカル化という言葉なり、あるいはそれで良いかどうか分かりませんけども、そういう視点をちょっと強調された方が良いかなと、こんなふうに思いました。

【会長】

ありがとうございました。もしあればあと一名お聞きして、この(4)は何度もいいます様に、全体的にパブリックコメントの最中でこの審議会でもメンバーの方々にお聞きして、これを見直し素案を最終的に固めていくための機会だというふうに受けとめていただいて、あと事務局の方で修正等お諮りしていただくということですんで、あと一、二名いらっしゃいましたら、是非これはいっておきたいということがあれば、承りますがいかがでしょうか。

【委員】

二点気になっていたことがありますけど、先程の高齢化社会の点と、自然公園の利用者数。私もこの何十年かの中で高齢化社会を見てきました。毎年毎年と見ますと、どういうふうに変わって、どういうふうに考えてきたかといいますと、高齢化社会に対して優しさが無く、何が増えるかというとお金のかかることが増える一方なんですね。ほとんどの高齢者お金を持っているわけでもないし、嘆いているお年寄りの方が多いと、私は自分の住んでいる地域というのが、みんなで集まると嘆いている人が多いですね。上から県から、あるいは国からやっている高齢化社会っていうのが施設を沢山作ることが目立ちますので、例えば老人が介護保険の施設とか、病院がなく老人ホームとか、そういうのはそれとして、そのことがあって、家族がそこに任せてしまうのですよね。そうすると、お年寄りの介護というのはそういうのは、人任せになると思いますので、見直しはこのままいきますと、どういうふうに考えていくのか、どう理解していくかって、私はそれ年々見ていくと、ほとんどの老人がみんな施設に通える訳では無く、通いたくて通わない訳ではなく、中には無理矢理連れていく、一人暮らしからと、介護する人がいないからとかそういう問題も出てきますので、例えばこれについても見直しってものが、もっと施設に行くよりも、私達あるいは、若い人達を含めて、これらの方々に一緒にやっていく、そういう触れ合いを、もっと簡単にいろんな健常者と、そういう交流をおこなうようなことにしていけないかと、私は心配しております。というのは、沢山の自分の地域に二人で行くところには行きたく無いわけではないけれども、人が来ないから、すぐにかわいそうに見られている、誤解されている点が多くて、だからその方々のことをもっと人格を私達がいま以上にもっと振りかえらなければならないと思います。

それともう一つ県立公園の利用者数について。これは、開発にもつながるみたいなのですから、この二十年間、私は暇が自分の住んでいるいわきに色々な公園などに行きます。それと、これも開発とかじゃなく、ごみ問題につながります。もの凄く自然を、大きい自然公園はもちろん何かのイベントなどがあれば、人が集まりますけども、でも毎週毎週あるわけでもないし、無い月もあるし、その自然公園の近くに、一例をあげますと、私達の自然公園は、いわき市にあるこさき海岸、まわりの山々が木を切って、わざわざ階段をつくります。私がそこに行きますと人が散歩をするわけでもないし、例えば高齢化社会につながる訳でもないし、お年寄りがそこ登れる訳でもないし、子どもたちもいない。何があるかというと、ごみを捨てないでという看板にわざわざみんながごみを集めているのです。それ的好間のとこにも、好間工業団地のまわりにも同じ様なとこつくられて、わざわざ階段をつくって、山の上まであがってテーブルとかベンチとかつくられています。私は皆さんどんなふうに考えているのかと思いますけれども、看板の立っている所に必ず不

法投棄や、あるいは、燃えるごみなどを人々がなぜ山に捨てるのだと、これは何か自分たちが訴えたいことがあんのかしらなどと思ったりするのですけれども。その取締なんかも考えているのかということです。以上です。

【会長】

はい、どうもありがとうございました。様々なご意見があつていい足りない方おられると思いますが、時間がちょっとそれなりに経過しておりますので、こういう意見を、重点施策の見直しのスケジュールの中でどういうふうに扱っていくかということで、事務局の方でちょっと対応の方向づけなんかちょっとご説明いただいて、この議論は閉じたいと思います。

【事務局(計画評価参事)】

様々なご意見いろいろいただきましてありがとうございます。今日いただきましたご意見につきまして、非常に大きなお話から、具体的な提案などさまざまございました。それにつきましては、重点施策体系の中では、体系自体でございますので、非常に大きな抽象的な話になりますので、具体的なものにつきましては、書き込むのはなかなか難しい面がございますけど、ここにも各部の職員がおりますので、具体的施策につきましては、重点施策の中にですね、ぶら下がる形で施策が展開されるということで御理解いただきたいと思います。

■議題 その他

【事務局(計画評価参事)】

それで今後のスケジュールでございますけども、さまざまご意見がございますので、そういうものをすべて事務局の方で全体的に整理をさせていただきたいと思っております。整理をいたしまして、どのようにすればいいのかということを、今から検討させていただきたいと思っております。資料の4-3をご覧いただきたいと思います。資料の4-3では、今後のスケジュールについて予定を書いてございます。今日は八月二十九日月曜日、第一回総合計画審議会というふうになってございますが、それまでにパブリックコメントや地域別懇談会というのをやっております。それらを含めまして、九月の二十八日に第三回の部会が開かれます。その部会までに、全て今までいただきましたご意見を整理いたしまして、「どこに入れる」という様なことをですね、整理させていただきたいと考えてございます。そこで素案をご審議いただきまして、十月の中旬に第二回の総合計画審議会を開催させていただきたいと考えてございます。ここで案を御審議いただきまして、最終的には十月の下旬には答申をいただきたいというふうに考えてございます。十二月に定例議会がございまして、重点施策体系の見直しにつきましては、議会の議決事件となっていまして、そういうふうなスケジュールで進めさせていただきたいと思っております。

【会長】

先程、委員の方からもありましたけども、みなさんの中でまだいい足りない点、ご質問等がおありと思います。パブリックコメントの時期が九月五日までになってございます。一応それで我々審議会のメンバーも、そのパブリックコメントの時期に意見を提出して結構だと思いますので、ぜひお願ひします。この審議会のメンバーでこの先程ありました重点施策体系点検検討部会というのが、この検討部会で九月の二十八日に審議して、パブリックコメントの結果等を受けてどういうふうに修正するか、という検討した上で、十月の中旬に総合計画審議会で、その内容について審

議をしていただきたい。こういうふうな通りになりますので、よろしくお願ひします。その他というところは今スケジュールのご説明で良かったでしょうか。他になんかございますか。結構ですか。それでは時間が足りなくて皆さん十分な審議が出来なかつたかもしれません、今いった方向で対応していただきたいと思います。今日の審議会はこれで終了したいと思います。どうも御協力ありがとうございました。
